平成２４年（フ）第３３５号
滋賀県栗東市六地蔵836番地
破産者　株式会社ゼンベ黒板
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５７号
熊本県玉名郡和水町原口111番地の２
破産者　有限会社田尻建設
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８６号
栃木県那須塩原市東原４番地915　コータ・コートＡ―102号、開始決定時の住所栃木県那須郡那須町大字高久丙1565番地３　ロワジール那須高原ハイジ836号
破産者　増田　晃子（旧姓山田）
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第６８５号
川崎市中原区下小田中６丁目６番17―206号
破産者　有限会社誠立工業
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５４４号
愛知県瀬戸市下陣屋町108番地の１
破産者　株式会社ＬＩＥＮ
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５号
三重県松阪市殿町1255番地１
破産者　梅本　　治
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第６２３０号
大阪市鶴見区安田２丁目２番12号
破産者　株式会社播磨商運
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７４号
大阪府富田林市大字佐備1500番地
破産者　株式会社ＷＯＲＫＥＲ　ＢＥＥ
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８１７号
大阪府八尾市恩智中町１―62小笠原ビル１Ｆ、登記簿上の本店所在地大阪府八尾市恩智南町５丁目７番地
破産者　株式会社エコロハウジング
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３０２号
堺市堺区田出井町１番３―3603号
破産者　株式会社ＫＢ写真企画
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目４番21―403号、前本店所在地大阪市西淀川区花川２丁目21番12号
破産者　大原商事株式会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４６号
兵庫県芦屋市海洋町12番１号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区錦２丁目２番13号
破産者　特定目的会社芦屋シニアレジデンス
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３０号
兵庫県芦屋市浜芦屋町１番３号ＯＭアシヤ
破産者　株式会社プロジェクト・オン
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７７８号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目15番９号ラポールキヨヤマ106号
破産者　亡田村洋治相続財産
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２５号
兵庫県姫路市土山２丁目13番26号
破産者　建増株式会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５６６号
岡山市北区広瀬町２番１号
破産者　株式会社ニューポート
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９９号
岡山市東区西大寺中１丁目７番７号
破産者　福池　恵子
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１号
福岡県豊前市大字赤熊980番地１
破産者　有限会社熊本組
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第５４１号
沖縄県糸満市西崎１丁目23番14号、商業登記簿上の本店所在地沖縄県那覇市久茂地２丁目23番10号
破産者　合名会社若松給油所
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１９９号
東京都あきる野市二宮2248番地４
破産者　武田建設株式会社
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２００号
東京都あきる野市二宮2248番地４
破産者　武田　幸彦
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部